

# 《個人会員規約》

株式会社 いづみ二一

## 第1条 (目的)

本会員規約(以下「本規約」という。)は、子どもにあっては、運動に対する関心を深め、併せて健全な身心の育成・健康増進及び技術の向上を、成人にあっては、健康増進及び体力の増強を目指すと共に、会員各位が快適に施設を利用することを目的とする。

## 第2条 (会員)

本規約における「会員」とは、本クラブの入会手続きを行い、本クラブが承認した者をいう。

2 会員は、本規約に同意のうえ本クラブを利用するものとする。

## 第3条 (規約の変更)

本クラブは、必要に応じて本規約を変更することが出来るものとし、変更後の内容は本クラブの施設内における掲示又は本クラブの公式ウェブサイト等を通じて通知するものとする。

## 第4条 (入退会及び休会)

①入会:本クラブに入会するには、所定の申込用紙の記載事項を確認のうえ必要事項を記入して提出するとともに、入会金及び1か月分の会費を速やかに納入しなければならない。

②退会:次の各項の一つにでも該当するときは退会とする。

1)会員(未成年会員においてはその保護者)から所定の用紙により退会届が提出された場合。但し、月途中退会の申し出は出来ないものとする。

2)第6条に定める理由により、本クラブから会員除名された場合。

3)会員本人が死亡した場合。

③休会:会員の諸事情により、次月あるいは次月以降の短期間において、授業に出席出来ない場合は、休会を申し出ることが出来る。この場合の手続きは本クラブが定める方法に基づくものとする。又、病気・治療等を理由とする休会の場合は、医師の診断書を提出すること。

## 第5条 (入会金・会費・サービス内容)

会員は、本クラブの定める入会金及び会費を期日までに支払うものとする。

2 納入された会費等は、理由の如何を問わず返金しないものとする。

3 経済情勢の変動、物価又は人件費の高騰などの事情により、入会金及び会費の金額、並びにサービス内容を変更する場合がある。

## 第6条 (会員除名)

会員が次の各号の一つにでも該当する場合は、本クラブは、その会員を除名(即時退会)することが出来る。

①本規約に違背する行為又は本クラブの運営を妨げるような行為があつた場合。

②月会費を正当な理由なく2か月分滞納した場合。

注:在籍事業所が滞納金の回収にあたり、費用負担(弁護士費用等)が発生した場合は、費用全額を会員の負担とする。

③本クラブの施設内又は敷地内で宗教活動や諸団体への勧誘行為を行つた場合。

④本クラブの施設内又は敷地内において無断で物品販売を行つた場合。

⑤暴力団関係者、反社会的勢力関係者と判明した場合。

⑥提出書類に虚偽の記載があつた場合。

⑦SNS等により会員・スタッフ・本クラブ等の誹謗中傷行為を行つた場合。

⑧第11条に定めるカスタマーハラスマント行為を行つた場合。

⑨会員が要支援又は要介護の認定を受け、当該会員又はご家族と面談した結果、利用継続が困難と判断した場合。

⑩その他前各号に準ずる事由により本クラブが会員として適当でないと認めた場合。

## 第7条 (営業時間・休館日)

本クラブの営業時間及び休館日は本クラブの事業所ごとに設定されるものとし、各事業所は、月ごとの営業時間及び休館日を、フロントにおける掲示又は公式ウェブサイト等を通じて会員に告知するものとする。

2 施設の点検・補修改装・気象条件、又は、行事等の理由により、営業時間の変更又は臨時休館を行う場合がある。

この場合、前項と同様の方法により予め告知するものとする。

## 第8条 (安全・衛生)

本クラブの安全の確保と衛生保全のため、会員は次の事項を遵守すること。

①本クラブの施設内及び敷地内ではスタッフの指示に従うこと。

②感染病の疾患がある場合は、完治するまで入館しないこと。又、感染病を理由にスタッフより施設の利用を拒否された者は、医師の許可(診断

書の提出が必須)が得られるまでは入館しないこと。

③本クラブの施設を利用する場合は、自己管理責任において心身ともに健康な状態であること。

※本クラブが利用困難と判断した場合は、ご家族にご連絡をさせて頂くことがあります。

※必要に応じて医師の診断書の提出を求め、又は、本クラブ所定の「健康チェックシート」を提出していただくことがあります。

※妊婦である会員は、医師の診断をふまえて特に自己管理にご留意ください。

④入会後に病気を発症した際は速やかに報告すること。

⑤その他、施設内の設備・用具等を毀損または汚損することのないよう丁寧に取り扱うこと。故意に設備・用具等を毀損した場合は、実費にて弁済するものとする。

## 第9条 (利用上のマナー)

会員は、皆が有意義なひとときを過ごせるように、本クラブの施設内において、マナーとして次の事項を遵守すること。

①本クラブ施設を利用する者は、運動にふさわしい衣類を着用すること。

②プール利用上のマナー

1)化粧を落とすこと及び身につけているアクセサリーは外すこと。

2)スイミングキャップを着用すること。

3)プール室内に入る前には必ずシャワーを浴びること。

③本クラブの施設内では大きな声での会話は慎むこと。

④定められた場所以外では飲食や喫煙をしないこと。

⑤体調が優れないと感じたら直ちに運動を中止すること。

## 第10条 (禁止事項)

次の各号に該当する者は、本クラブへの入会を禁止する。

①結核、胸膜炎、高度な肺気腫、重度の嘔息、腎臓疾患等に罹患するなど、全身運動に支障ある者

②先天性心疾患、心不全、チアノーゼが強い者、運動に支障がある弁膜症、肥大性心筋症、発病6か月以内の心筋梗塞等に罹患するなど、心臓・循環器系に異常のある者(既往歴のある者を含む)

③角膜炎、結膜炎、外耳炎、水いぼ、とびひ、手足口病等の伝染性のある疾患を発症している者

④高度の貧血者、高血圧・低血圧の著しい者

⑤過労やストレスにより突然意識を失つて倒れる(卒倒)体質の者

⑥前各号のほか医師から運動行為を止められている者

⑦暴力団等の反社会的勢力関係者

⑧刺青、タトゥーをしている者

2 次の各号に該当する者は、本クラブへの入館を禁止する。

①前項第7号又は第8号に該当する者

②飲酒をしている者

③銃器・鉄器等の危険物を所有している者

④他の会員に迷惑行為を起こす者(当クラブが迷惑行為と判断した場合)

⑤第8条又は第9条に定める遵守事項を守らない者

## 第11条 (カスタマーハラスマント)

会員は、本クラブの従業員その他関係者に対し、社会通念上相当と認められる範囲を超える言動をしない。次の各号に該当する行為は、カスタマーハラスマントとしてこれを禁じる。

①暴力的な言動(怒鳴る、叩く、物を投げる等)

②威圧的・侮辱的な言動や人格否定、過度な叱責、謝罪の強要

③長時間の拘束や不合理な要求の繰り返し

④職員個人に対する私的な接觸の強要(SNS、連絡先交換等)

⑤差別的・性的な言動(人種、性別、年齢、宗教等に基づくもの)

⑥その他、社会通念上不相当と認められる迷惑行為

## 第12条 (免責)

会員が本クラブの施設内又は敷地内において、会員自身が受けた盗難・紛失、怪我、事故等の損害に対して、本クラブは、本クラブに故意又は過失がある場合を除き、当該損害に対する責を負わない。

2 本クラブの施設内における本クラブの責と認められる事故については、本クラブが加入する施設賠償責任保険にて対応する。

対人賠償・対物賠償 共通保険金額 3億円

引受保険会社：損害保険ジャパン株式会社

3 会員同士の間に生じた係争やトラブルについて、本クラブは、本クラブに故意又は過失がある場合を除き、一切関与せず、責任を負わない。

## 同 意 書

年 月 日

私は入会にあたり、上記規約に同意致します。

住 所

氏 名



いづみ21個人会員規約